

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は、妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 23 日付けで実施機関に対し、「沖縄県有形文化財 旧首里城守礼門の塗装工事に係る契約書（塗装工事請負者記載のもの）、塗装材料、塗装工程表（塗替前・塗替後、カラー写真）平成 4 年塗装工事以降の文書（写真）」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を「平成 5 年度 沖縄県有形文化財旧首里城守礼門保存修理工事」、「平成 16 年度 同上」、「平成 24 年度 同上」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第 7 条第 2 号に該当することを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 30 年 4 月 25 日付け教文第 141 号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、平成 30 年 5 月 17 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、平成 31 年 1 月 25 日付け教文第 1529 号により沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

部分開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由（審査請求のまま）

- (1) 資料2（ファイルB）財団法人文化財建造物保存技術協会、工事担当者、作業組織図、特定会社、塗装担当者（氏名）、連絡先、資料2（ファイルB写真）塗装従事者ら開示させるべきである（私が在職中、健康保険傷病手当金受給期間の塗装修理工事）。
- (2) 私が同社を禍根退職後、復元首里城・守礼門の塗装材料を工事関係者に告発したら、同社から訴えられた（東京地方裁判所民事「私が債務者」今後、同社・同協会を損害賠償請求、私が提訴の予定）。

3 弁明書に対する反論書（反論書より抜粋）

- (1) 守礼門保存修理工事報告書は、公文書に該当せず、同報告書は請求人が購入している。

請求人は扁額の漆箔押し及び控え柱1本の礎石上に丸円形状の銅板敷等に従事。
- (2) 平成16年5月頃、私は健康保険の傷病手当金を受給中の新住所に在居、特定会社所属の彩色監督が架電、首里城正殿の向拝丸柱四種混合桐油の朱塗り（顔料は富士レッド「石油系で軽い」顔料を使用）、金龍のワニス箔押し、アダ金箔の除去方法であった。平成16年度守礼門塗替施工者（特定会社）。私は上記の塗替施工者、会社法人のみを必要です。工事関係者の印影は不必要です。
- (3) 私は特定会社を平成18年1月頃禍根退職し、国宝大崎八幡宮本殿・石の間・拝殿・漆資材の件で告発。重要文化財久能山東照宮本殿・石の間・拝殿、金具工事の件で告発。工事関係者らに特定協会も含む告発。平成20年6月頃、特定会社が債務者、私正当告発が債務者、東京地方裁判所に訴えられた。平成21年も債務者で訴えられた。

第4 実施機関の弁明書

審査請求に対する実施機関の弁明は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求に係る公文書に関し、平成30年4月25日付け教文第141号にて通知した内容と同じ部分を開示とする。

2 弁明の内容

本件公文書は、「平成5年度 沖縄県有形文化財旧首里城守礼門保存修理工事報告書」、「平成16年度 旧首里城守礼門保存修理工事」、「平成24年度 旧首里城守礼門保存修理工事完成図書」で、作業組織図にある担当者の氏名等（氏名、携帯電話番号、連絡先）などが記載されており、そのうち条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分は、工事関係者の氏名等及び工事関係者の印影である。

3 条例第7条第2号の該当性等

- (1) 工事関係者の氏名等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。また、本号本文に該当する情報であり、同号のただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報を不開示とした判断は妥当である。
- (2) 工事関係者の氏名、住所、連絡先が公になった場合には、当人の権利利益の十分な保護に支障を及ぼすおそれがある。そのことによって、今後の行政指導および立入検査の公正かつ適正な実施の妨げになるおそれがあることを鑑みても、個人情報については不開示を原則として最大限に保護しなければならないという条例の趣旨に合致するものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るための「個人に関する情報」であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関

する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。従って、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものである。

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報の全体である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

2 本件公文書について

審査会において本件公文書を確認したところ、本件公文書には特定協会の担当者の印影、特定会社の現場代理人等の氏名及び印影、担当者の氏名・連絡先・住所・商号・代表者の氏名及び印影、塗装工事の現場作業員の顔写真の情報の記載があり、実施機関は、当該情報が条例第7条第2号該当として公文書部分開示決定を行っている。

3 条例第7条第2号該当性

本件公文書のうち、特定協会の担当者の印影、特定会社の現場代理人等の氏名及び印影、特定会社の担当者の氏名・連絡先・印影、塗装工事の現場作業員の顔写真については、条例第7条第2号で定める個人を識別することができる情報であり、不開示が妥当である。

しかし、本件公文書のうち、特定会社の住所・商号・代表者の氏名及び印影については、同第7条第2号で定める個人に関する情報ではなく、同第7条第3号で定める法人等に関する情報に該当し、これを公にすることにより「法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められるため、同第7条第3号に基づき不開示とすべきであった。

そのため、実施機関がこれらの不開示情報を不開示としたことは、結論において妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

付言

なお、実施機関が部分開示を行った公文書において、特定会社名、現場代

理人の氏名、担当者の印影、及び工事現場写真内の車のナンバープレートに係る情報が既に開示されているが、当該情報は本来、同第7条第2号及び第3号該当として不開示とすべきであった。

実施機関は今後、開示決定を行うに当たっては、公文書の各情報に係る開示・不開示の審査を慎重に行う必要がある。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
赤嶺 真也	弁護士	※平成31年3月27日まで
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	※平成31年3月28日以降
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年1月25日	諮問書受理
平成31年2月4日	審議（第300回）
平成31年3月7日	審議（第301回）
令和元年5月15日	審議（第304回）
令和元年6月12日	審議（第305回）